

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、和歌山市企業局（以下、「発注者」という。）が実施する「下水道管渠情報保存システム再構築業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、現在、本市企業局下水道部で稼働中の下水道管渠情報保存システム（以下、「現システム」という。）を、地理情報システム（GIS）を基盤としたデータベースシステムにより維持管理情報の管理が追加される新たな下水道管渠情報保存システム（以下、「本システム」という。）としての構築を行う。

また、現システムでは図面を印刷した紙媒体による現地調査や点検、維持管理情報の管理を行っているため、本システムではこれらの業務をデータベース管理するにあたり、紙媒体での対応を減らせるように現場調査の効率化や点検・維持管理情報の更新事務の軽減を図る。窓口業務についても、現システムでは紙媒体との併用した対応となっており、確認や説明に時間を要しているため、本システムでは操作性及び視認性を高め、対応時間の軽減による市民サービスの向上を図っていく。

(管理技術者)

第3条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。管理技術者となるべき者は下記のいずれかの資格を有し、過去10年間に下水道台帳システム関連の構築実績を有するものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門－（上下水道－下水道））
- (2) 技術士（上下水道部門－（下水道））

(照査技術者)

第4条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。照査技術者となるべき者は管理技術者と同程度の資格を有し、過去10年間に下水道台帳システム関連の構築実績を有するものとする。なお、管理技術者との兼任は出来ないものとする。

(関係法令等の遵守)

第5条 本業務にあたっては、本特記仕様書のほか、下記の関係法令等を遵守し、実施すること。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 下水道法施行規則
- (4) 測量法
- (5) 下水道維持管理指針
- (6) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）

-2020年版-

- (7) 地理空間情報活用推進基本法
- (8) 和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (9) 土木設計業務等共通仕様書
- (10) その他関係条例、政令、規則・通達及び諸規定等

(守秘義務及び品質及び情報セキュリティ等の確保)

第6条 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を有するものとし、業務着手前に登録証の写し等の証明を発注者に提出しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、「和歌山市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

- (1) JISQ15001 (プライバシーマーク：個人情報セキュリティ)
- (2) JISQ9001 (ISO9001：品質マネジメントシステム)
- (3) JISQ14001 (ISO14001：環境マネジメントシステム)
- (4) JISQ55001 (ISO55001：アセットマネジメントシステム)

(打合せ等)

第7条 本業務を適正かつ円滑に履行するため、管理技術者と担当職員は常に綿密な連絡を取り、業務の方針、条件、仕様等を協議するものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。連絡は、電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿に記録するものとする。

(工程管理)

第8条 受注者は、業務実施計画書等に基づき、適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を適宜発注者に報告しなければならない。

(資料の貸与)

第9条 発注者は、本業務に必要な資料及びデータを受注者に貸与する。発注者が貸与する資料等は以下のとおりとする。

- (1) 下水道管渠情報データ
- (2) 背景地形図データ
- (3) その他必要なデータ

2 受注者は、貸与された資料の取り扱いには、十分に注意し、汚損、破損、紛失のないよう十分に配慮して取り扱うこと。

3 受注者は、貸与された資料を発注者の許可なく複製及び本業務以外に使用してはならない。

4 受注者は、貸与された資料を本業務完了後速やかに発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、貸与された資料を故意又は過失により滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となった時には、発注者の指定した期間に代品を納め、若しくは原状に復して変換し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 貸与資料の管理においては、データセキュリティ対策に精通し、業務で使用する各種資料、又はデータに含まれる個人情報、行政機密等の取扱については、紛失、漏えいの無いよう業務を実施すること。

(成果の帰属)

第10条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表・貸与又は使用してはならない。

(疑義の決定)

第11条 本仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

## 第2章 システム構築に係る業務内容

(業務の内容)

第12条 本業務は、本システムの構築、ソフトウェアの調達及び設定、ハードウェアの調達・納入及び設定、現システムから本システムへのデータ移行等とする。

(業務委託期間)

第13条 本システム構築の期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。なお、本システムの仮運用期間や運用期間等については、下記のとおりとする。

- (1) 仮運用期間 令和7年3月1日から令和7年3月31日(予定)
- (2) 本運用期間 令和7年4月1日から

(基本要件)

第14条 本業務は、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 本システムは、下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き Ver. 5に準拠するシステムであること。
- (2) 同時利用端末は4台以上とする。
- (3) 調達するクライアント端末はデスクトップ端末4台以上とする。ただし、見積限度額の範囲内で、デスクトップ端末を3台以上確保した上で、本市にとって有益となる独自提案がある場合は、残り1台以上をデスクトップ端末以外で調達してもよい。この場合、デスクトップ端末と同等のシステム利用を可能としなければならない。なお、この独自提案に要する費用は、プロポーザル実施要領で定める参考見積書として作成すること。
- (4) 本システム構成は、クライアントサーバ方式(庁内有線LAN)とし、オンプレミス方式にて構築するものとする。
- (5) 必要時にOS等のバージョンアップに対応できるシステムとし、その際追加の費用が発生しないこと。
- (6) 利用者の視点に立った高度なアクセシビリティを実現するシステムとする。
- (7) パッケージシステムへの多大なカスタマイズは、移行後の維持・保守における影響が大きいことから、カスタマイズを最小限に抑え、標準機能での運用を基本とすることで、運用後の費用についても節減すること。
- (8) 本システムは、将来のライセンス追加や、業務機能の追加が容易に可能なものとする。

- (9) 本システム利用環境に関してはウイルスや不正アクセス等に対する万全のセキュリティ対策を行うこと。
- (10) 本システム障害時において、障害の問合せ対応、障害時の切り分け作業、ネットワーク監視、機器不具合発生時のオンサイト（出張修理）等の対応窓口を一本化し、すみやかに対応することができる体制をとること。
- (11) 導入が想定されるハードウェア構成については、将来的なクライアント端末及びデータ量の増加も考慮した設計を行うこと。また、システムが正常に動作することを保証し、安定したレスポンスが確保できること。
- (12) 無停電電源装置の採用など、サーバがダウンした時にもシステムが停止することがないように構築すること。なお、ハードディスクのRAID構成、電源の冗長化なども可能とし、セキュリティ・安定性を確保したうえで、コスト低減を実現するシステム構成であること。
- (13) 住宅地図（Z-mapTownⅡ）の最新版を調達し、本システムで運用できるように設定すること。
- (14) 本システムの運用終了に伴い、他のシステムへの移行が発生する際は、必要なデータを汎用的な形式で容易に抽出できること。
- (15) その他本システムを運用するために必要な業務。

#### （機器要件）

第15条 本システムで利用する機器は、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 本システム用のハードウェア及びソフトウェア並びに設置・保守・障害回復等の各作業及び納入機器の設置に伴い必然的に必要になる装置や接続部品等については、本特記仕様書の記載の有無に関わらず受注者の責任において提供すること。
- (2) 正常動作に必要な接続ケーブル等およびソフトウェアの利用料金等も本業務に含むこと。
- (3) 調達する機器は仮運用期間から5年間の保守（オンサイト保守）を含むこと。
- (4) セキュリティソフトなど本システムの正常稼働に必要なライセンスは仮運用期間から5年分を調達に含むこと。
- (5) デスクトップパソコン用モニターは24インチ相当液晶モニターとする。
- (6) デスクトップパソコンは有線通信以外認めないため、無線LAN等の機能が存在する場合BIOS上の設定で無効にするなど当該機能を使用できないように処置すること。
- (7) デスクトップパソコンはワイヤーロックを装着できるスロットを備えているなど盗難防止対策を講じること。
- (8) デスクトップパソコンにはMicrosoft Office StandardまたはMicrosoft Office Professionalをインストールし、納入すること。

#### （機能要件）

第16条 機能要件については、別紙「システム機能調査票」のとおりとする。

#### （納入作業等）

第17条 ハードウェアの搬入・組立て・設置・設定・接続作業については次のとおりとする。

- (1) ハードウェアの搬入・組立て・設置・設定・接続作業、ソフトウェアなどの導入を行い、指定された場所に設置すること。なお、それらにかかる費用等については、本業務に含むこと。また、担当職員と

日程を調整すること。

- (2) 本業務における全ての機器を接続し、動作させるために必要な LAN 接続を行うこと。その際に新たにネットワークケーブル等の配線材が必要となる場合は、提供すること。また、LAN ケーブルは CAT6 以上を使用し、配線は可能な限り束ね、タグ付けすること。
- (3) 搬入・搬出に際し、養生の必要がある場合、受注者の負担と責任において行うこと。
- (4) 搬入、撤去、据付及び工事作業による諸設備の破損等については、受注者の負担と責任において修復等を行うこと。また、事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡を行い、指示を受けること。
- (5) 機器梱包用に使用したダンボール等、不要なゴミは全て持ち帰ること。
- (6) 本システムで利用するハードウェアの設置場所は以下のとおりとする。

項目	設置場所
サーバ類一式	和歌山市役所東庁舎 3 階器材室内 既設サーバラック (19 インチサーバラックマウント型)
デスクトップパソコン	和歌山市役所東庁舎 3 階

#### (業務概要)

第 18 条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) システム要件定義及び構築
- (4) 既存データ変換及び移行
- (5) 下水道管渠施設の論理検査
- (6) システム環境設定及びセットアップ
- (7) マニュアル作成
- (8) 操作研修
- (9) 打合せ協議

#### (計画準備)

第 19 条 本業務を実施するにあたり、本業務により得られる成果品の品質を確保するための最適な手法及び工程等の業務実施方針を立案し、業務の計画準備を行うものとする。また、本業務で実施する作業内容を理解した上で、作業内容等を簡潔にまとめた業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、業務実施計画書をやむを得ない事情により変更する場合についても、すみやかに発注者に報告し、その承認を得るものとする。

#### (資料収集・整理)

第 20 条 本業務に必要となる関連図書及び資料の収集整理を実施するものとし、データ構築範囲や内容を網羅しているか確認を行い、データ構築が効率的に実施できるように整理をするものとする。

#### (システム要件定義及び構築)

第 21 条 現システムの機能、データ定義及び構造、窓口利用状況など調査解析を行い、システム構築に

向けた基礎情報として取りまとめ、システム機能、ソフトウェア構成、セットアップデータ等に関して、発注者と受注者で協議の上でシステム要件定義を構築するものとする。

2 システムの機能等を構築する際には、現システムを踏襲するとともにより効果的かつ高度なシステムを構築するものとする。

(既存データ変換及び移行)

第22条 現システムの運用システムデータを本システムで稼働できるように既存データの変換及び本システムへの移行を実施するものとする。また、既存データ変換に際し、既存データをどのように変換するかを示した「データ変換手順書」を作成すること。なお「データ変換手順書」には、既存データとそれを基に変換したシステムデータとの対応表やシステムでの表示方法について示すこと。

2 データ変換及び移行処理は、貸与する地図データ、現システムでの搭載レイヤを受注者が本システムにて運用可能なデータとして変換した後、運用に支障のないレイヤ構成により移行処理を行うものとする。

3 表示スタイル（線種、線色、文字色など）は、現システム（システム名称：ALANDIS NEO 下水道）と類似する表現を採用し、本システムの更新前後で視覚的な差異が大幅に生じることのないようにすること。

4 新規に調達する住宅地図の最新版（Z-mapTown II）を本システムで運用できるように搭載及び調整を図るものとする。

5 現システムのデータは、Shapeファイル形式、コード定義データ及びレイヤ定義データの提供を予定している。データに関する質問等は、受注者にて現システム開発業者へ確認を行うものとする。

6 対象とするデータは次のとおりとするが、詳細については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1) 管渠（合流・分流汚水・分流雨水） | : 約 950 k m |
| (2) 人孔               | : 約35,800基  |
| (3) 柵                | : 約76,800個  |

(下水道管渠施設の論理検査)

第23条 本システムにおける機能を円滑に運用する目的のもと、以下の項目について検査を行い、論理的に修正可能な場合は本業務内にて修正作業を行うものとする。なお、不整合箇所における修正内容が論理的に判断出来ない箇所については、要検査箇所としてリスト及びその位置図等を作成し、発注者と受注者が協議の上、対応を決定するものとする。また、発注者が修正箇所を発見し、受注者に修正依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 管渠施設の図形の重複
- (2) 上下流ネットワークの矛盾
- (3) 図郭内での人孔番号の重複
- (4) 種別等不明情報の抽出

(システム環境設定及びセットアップ)

第24条 新しく構築した本システムの環境設定及びセットアップを行うものとする。

2 環境設定内容については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

3 本システムへの不正アクセス対策として、ユーザ管理機能を用意し、パスワードによるデータアクセスの設定を行うことが可能なものとする。

(マニュアル作成)

第25条 受注者は、本システムの運用にあたり、利用者が支障なく操作できるようシステム操作マニュアルを工夫して作成すること。

(操作研修)

第26条 受注者は、本システムの令和7年3月1日(予定)からの仮運用に向けて、職員に対しての操作説明会を企画立案し発注者と協議の上、実施すること。

(打合せ協議)

第27条 本業務における打合せ協議は、初回・中間1回・納品時の3回を予定しており、必要に応じ適宜協議を行うものとする。

### 第3章 検査及び成果品

(検査及び校正)

第28条 成果品の検査については、管理技術者が立会いの上、発注者の承認を得た後で受けるものとする。

2 本業務の途中において、発注者は必要に応じて仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。

3 検査の結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は速やかにその指示に従わなければならない。  
なお、これに係る費用はすべて受注者の負担とする。

(成果品)

第29条 本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 業務実施報告書	1式
(2) 打合せ協議議事録	1式
(3) 下水道管渠情報保存システム	1式
(4) システム操作マニュアル	1式
(5) サーバ(周辺機器を含む)及び端末機器	1式
(6) データ変換手順書	1式
(7) その他関連の成果品	1式

以上